

利用料金のご案内（従来型・多床室）

特別養護老人ホーム第二八事苑

基本利用料（1か月（31日）当たりの金額（令和6年6月1日以降適用））

| | 介護サービス費※1 | 居住費※2 | 食費※2 | 合計 (加算を含む) | その他のサービス費等 |
|------|-----------|----------------|---------------|---------------|--|
| 要介護1 | 24,946円 | 滞在費 28,365円 | 食費 47,120円 | 100,431円 | ①預り金管理サービス費 1,200円 ②喫茶代 200円 ③理髪代 実費 ④嗜好品代 実費 |
| 要介護2 | 27,588円 | 日額 | 日額 | 103,073円 | ※行事等で実費を負担していただく場合があります。 |
| 要介護3 | 30,343円 | (多床室) | 1,520円 | 105,828円 | |
| 要介護4 | 32,985円 | 915円 | | 105,829円 | |
| 要介護5 | 35,589円 | | | 105,830円 | |

(※) 介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額が1日あたりの料金となります。

| 区分 | 負担限度額 | | | | 基準費用額 |
|------|--------|--------|--------|----------|----------|
| 所得階層 | 第一段階 | 第二段階 | 第三段階① | 第三段階② | 第四段階 |
| 居住費 | 0円/日 | 430円/日 | 430円/日 | 430円/日 | 915円/日 |
| 食費 | 300円/日 | 390円/日 | 650円/日 | 1,360円/日 | 1,520円/日 |

その他加算内訳

| 区分 | 料金 | 備考 |
|---------------|--------------------|--|
| 日常生活継続支援加算 | 1,192円 | 認知症日常生活自立度Ⅲ以上のものが65%以上かつ 介護福祉士が6対1以上配置されていること |
| 夜勤職員配置加算 | 729円 | 夜勤帯に従事する介護職員が最低基準に加えて一人以上いる場合に算定 |
| 看護体制加算 | 133円 | 常勤の看護師を1名以上配置していること |
| 精神科医師療養指導加算 | 166円 | 認知症の方の割合が全体の1/3以上、精神科医師による療養指導が月に2回以上行っていること |
| 口腔衛生管理加算Ⅰ | Ⅰ：96円 Ⅱ：118円 | 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを実施していること、 合わせ、厚労省への情報提供を行い、そのフィードバックを活用していること にたいしての加算 |
| 褥瘡マネジメント加算Ⅰ・Ⅱ | Ⅰ：4円 Ⅱ：14円 | 褥瘡予防のための対策を実施することと、その対策により、褥瘡ハイリスク者の 予防ができるなど成果に対する加算 |
| 介護職員処遇改善加算Ⅰ | 所定単位数の 140/1000 | 介護職員が積極的に資質向上やキャリア形成が出来る環境を整え、研修等により 社会的・経済的評価を高めるキャリアアップの仕組みがあること |
| 科学的介護推進加算Ⅱ | 54円 | 科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出とフィードバックの活用により、 PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図っていること |

※夜勤職員配置加算、看護体制加算についても職員の配置により算定可能、算定不可となる場合があります。

※その他のサービス費等で②～④は実際に使われた額になります。

※入所後又は退院後（30日以上入院の場合）30日間は1日当たり約32円が別に必要となります。

※入院・外泊時には介護サービス費用はかかりませんが、居住費及び1日約263円が定められた期間必要となります。

※居住費・食費について、介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額が1日当たりの料金となります。但し、外泊（入院）期間中も居室を確保させていただき、翌日から6日以降は基準費用額（915円/日）を負担いただきます。

※介護保険負担割合証が2割（3割）の方は基本利用料のなかの介護サービス費（加算含）が2倍（3倍）となります。

利用料金のご案内（従来型・個室）

特別養護老人ホーム第二八事苑

基本利用料（1か月（31日）当たりの金額（令和6年6月1日以降適用））

| | 介護サービス費 ※1 | 居住費 ※2 | 食費 ※2 | 合計 (加算を含む) | その他のサービス費等 |
|------|---------------|----------------|---------------|---------------|--|
| 要介護1 | 24,946円 | 滞在費 38,161円 | 食費 47,120円 | 110,227円 | ①預り金管理サービス費 1,200円 ②喫茶代 200円 ③理髪代 実費 ④嗜好品代 実費 |
| 要介護2 | 27,588円 | 日額 | 日額 1,520円 | 112,869円 | ※行事等で実費を負担していただく場合があります。 |
| 要介護3 | 30,343円 | (個室) | | 1156,24円 | |
| 要介護4 | 32,985円 | 1,231円 | | 118,266円 | |
| 要介護5 | 35,589円 | | | 120,870円 | |

(※) 介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額が1日あたりの料金となります。

| 区分 | 負担限度額 | | | | 基準費用額 |
|------|--------|--------|--------|----------|----------|
| 所得階層 | 第一段階 | 第二段階 | 第三段階① | 第三段階② | 第四段階 |
| 居住費 | 380円/日 | 480円/日 | 880円/日 | 880円/日 | 1,231円/日 |
| 食費 | 300円/日 | 390円/日 | 650円/日 | 1,360円/日 | 1,520円/日 |

その他加算内訳

| 区分 | 料金 | 備考 |
|---------------|--------------------|--|
| 日常生活継続支援加算 | 1,192円 | 認知症日常生活自立度Ⅲ以上のものが65%以上かつ 介護福祉士が6対1以上配置されていること |
| 夜勤職員配置加算 | 729円 | 夜勤帯に従事する介護職員が最低基準に加えて一人以上いる場合に算定 |
| 看護体制加算 | 133円 | 常勤の看護師を1名以上配置していること |
| 精神科医師療養指導加算 | 166円 | 認知症の方の割合が全体の1/3以上、精神科医師による療養指導が月に2回以上行っていること |
| 口腔衛生管理加算Ⅰ | Ⅰ：96円 Ⅱ：118円 | 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを実施していること、 合わせ、厚労省への情報提供を行い、そのフィードバックを活用していること にたいしての加算 |
| 褥瘡マネジメント加算Ⅰ・Ⅱ | Ⅰ：4円 Ⅱ：14円 | 褥瘡予防のための対策を実施することと、その対策により、褥瘡ハイリスク者の 予防ができるなど成果に対する加算 |
| 介護職員処遇改善加算Ⅰ | 所定単位数の 140/1000 | 介護職員が積極的に資質向上やキャリア形成が出来る環境を整え、研修等により 社会的・経済的評価を高めるキャリアアップの仕組みがあること |
| 科学的介護推進加算Ⅱ | 54円 | 科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出とフィードバックの活用により、 PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図っていること |

※夜勤職員配置加算、看護体制加算についても職員の配置により算定可能、算定不可となる場合があります。

※その他のサービス費等で②～④は実際に使われた額になります。

※入所後又は退院後（30日以上入院の場合）30日間は1日当たり約32円が別に必要となります。

※入院・外泊時には介護サービス費用はかかりませんが、居住費及び1日約263円が定められた期間必要となります。

※居住費・食費について、介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額が1日当たりの料金となります。但し、外泊（入院）期間中も居室を確保させていただき、翌日から6日以降は基準費用額（1,231円/日）を負担いただきます。

※介護保険負担割合証が2割（3割）の方は基本利用料のなかの介護サービス費（加算含）が2倍（3倍）となります。